

○総務文教委員長報告

総務文教委員長 松浦富子

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、議案第83号「鳴門市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について」ほか議案3件でございます。

当委員会は、去る12月7日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案4件はいずれも原案のとおり可決すべきと決しました。以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、議案第83号「鳴門市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について」であります。公職選挙法の改正に伴い、鳴門市議会議員選挙について、条例で定めるところによりビラの作成について公費負担することが出来ることとされたことから、所要の改正を行うものであります。

まず、委員から、公費負担の限度額について質疑があり、公費負担額は、ビラ1枚あたりの作成単価に当該ビラの作成枚数を乗じた金額となっており、作成単価の上限は7円51銭、作成枚数の上限は4,000枚である、との説明を受けました。

また、ビラの内容に制限はあるのか、との質疑があり、特に制限はなく、ビラの大きさがA4サイズまでとなっている、との説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第84号「工事請負変更契約の締結について（鳴門市立図書館耐震改修工事のうち建築工事）」であります。鳴門市立図書館耐震改修工事のうち建築工事について、変更契約を締結することにつきまして、地方自治法第96条第1項第5号及び鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

委員から、増額内容及び減額内容の根拠は把握しているのか、との質疑があり、契約額の変更にあたっては工事内容やそれに伴う材料の数量等を確定させる必要があることから変更内容は把握している、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第 86 号「鳴門市と徳島県との間の学校業務支援システムの共同化に関する事務の委託に関する協議について」であります。学校業務支援システムの共同化に関する事務の管理及び執行を徳島県に委託するため、地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

まず、委員から、校務の内容は全国的にも大きく変わらないにも関わらず、なぜ、都道府県単位で学校業務支援システムを開発するのか、との質疑があり、自治体により指導要録や通知表等の様式、事務手続が異なる部分があるため、全国的に統一したものを作成することは難しい、との説明を受けました。さらに、本来であれば学校を設置している市町村単位でシステムを開発するべきであるが、公立の小中学校の教職員は県が採用しており、県内全体で人事異動があるため、都道府県単位で統一したシステムを開発するというのが国の考え方であると理解している、との説明を受けました。

また、学校業務支援システムの運用上の安全性の確保について質疑があり、セキュリティ面については今後の開発の段階で仕様を示すこととなるが、統一型システム化を図ることにより、現在本市が独自に使用しているシステムよりも強固なセキュリティを築くことができる、との説明を受けました。

さらに、災害時に備えたデータのバックアップについて質疑があり、学校のサーバーとは別に遠隔地にサーバーを設置することとなる、との説明を受けました。

また、実際に学校業務支援システムを活用する教職員の意見について質疑があり、学校業務支援システム導入の目的が、教職員の業務負担軽減や校務の統一化・業務改善であるため、概ね良い方向で捉えていただいていると認識している、との説明を受けました。

さらに、システム導入後に現場から批判的な意見が出ないように、事前に教職員へのヒアリング等を十分に実施していただきたい、との要望がありました。

また、学校業務支援システムの導入により、どれくらいの業務負担軽減につながる見込みなのか、との質疑があり、他県の事例としては、システム導入により 1 年目は 1 人あたり年間 136 時間程度、2 年目は 1 人あたり年間 229 時間程度の負担軽減につながっている、との説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第 87 号「鳴門市職員諸給与条例の一部改正について」であります。本年の人事院勧告に伴い、国家公務員の給与改定が行われたことから、本市職員の給与についてもこれに準じて改定を行うなど、所要の改

正を行うものでした。

まず、委員から、本市のラスパイレス指数の水準について質疑があり、平成28年度の数値で県内8市の中では最も低い数値となっており、県内市町村24団体の中では上から19番目の数値となっている、との説明を受けました。

また、本市の給与改定は人事院勧告に沿って行っているのか、との質疑があり、人事院勧告の趣旨は国家公務員の給与について民間の給与の実態と均衡を保つ目的で毎年勧告されているもので、地方公務員においても人事院勧告の内容に合わせて給与月額や手当を改定することを原則としている、との説明を受けました。

さらに、なぜ自治体によってラスパイレス指数が異なるのか、との質疑があり、昇級の基準の違い等から同じ年齢、経験年数であっても給与額が異なる場合があるため、自治体によってラスパイレス指数に差が生じる、との説明を受けました。

また、鳴門市が主体性を持って給与の改定を検討してはどうか、との意見がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。